ボイラー及び圧力容器安全規則

(労働安全衛生法)

－第二種圧力容器－

【目的と概要】

労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成促進を目的とする法律に「労働安全衛生法」があります。その法律の下、ボイラーや圧力容器に関する災害を防止するために必要な事項の詳細を定めた「ボイラー及び圧力容器安全規則」があります。

圧力容器には、第一種圧力容器と第二種圧力容器(※注 1)がありますが、コンプレッサに関連するという観点から、ここでは第二種圧力容器に関することに的を絞ってまとめておりますのでご注意ください。

【法律規制事項】

1)個別検定への合格

第二種圧力容器は個別検定(※注 2)を受け、合格したものでないと使用することができません。

(検定に合格したものには、合格した旨の表示をすることが定められています。)

2)書類の保管　(一部訂正しました)

第二種圧力容器の使用者は、次の書類を保管する必要があります。

- 第二種圧力容器明細書取扱注意書
- **第二種圧力容器明細書(原本)**
- 取扱説明書

検定日より 1 年以後の再発行はできず、**再検定**となります。紛失した場合は、譲渡・販売厳禁。

3)自主点検

年 1 回以上、容器の内外面の掃除及び**自主点検**を実施し、記録は 3 年間保管しなければなりません。

＜自主点検内容＞

- 本体の損傷の有無
- ふたの締付けボルトの摩擦の有無
- 管及び弁の損傷の有無

Integrated Technical Innovation
ITICOMP
COMP.

4）検定に合格していない改造圧力容器の使用禁止 （訂正しました）

圧力容器の構造等を変更する場合は、再度個別検定を受け直し、合格したものでなければ使用することができません。

5）安全弁の調整

最高使用圧力以下で作動するように調整しなければなりません。

ただし、安全弁が2個以上ある場合において、1個の安全弁を最高使用圧力以下で作動するように調整した場合は、他の安全弁を最高使用圧力の3%増以下で作動するように調整することができます。

6）圧力計の防護

圧力計は、最大目盛が最高使用圧力の1.5～3倍で、最高使用圧力の位置に見やすい表示があるものを使用しなければなりません。

圧力計の内部が凍結、又は80度以上の温度にならない措置を講じなければなりません。

7）事故の報告

圧力容器が破損事故を起こした際は、速やかに第二種圧力容器事故報告書を管轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。

※平成2年9月より、第二種圧力容器の設置に係る届出は不要となりました。

※注1：第二種圧力容器とは

- 最高使用圧力0.2Mpa[2kgf/cm2]以上で内容量40リットル以上の容器
- 最高使用圧力0.2MPa[2kgf/cm2]以上で胴内径200mm以上かつ胴長1,000mm以上の容器

（労働安全衛生法施行令第一条第七項より抜粋）

▶ コンプレッサは、空気タンクの容量によって第二種圧力容器に該当するかどうかがわかります。

※注2：個別検定とは

厚生労働大臣登録の検定機関が行う、労働安全衛生法に定められた性能、構造要件を具備しているかの検定。製造者は、製造した第二種圧力容器に対し、この検定を受けなければなりません。

訂正のお詫び（2008/11/20）：

2）書類の保管

第二種圧力容器明細書（原本）について【保管義務】と記載しておりましたが、第二種圧力容器使用者による保管の義務はなかったため、訂正いたしました。※保管義務ではありませんが、移転や改造等を行う際、必要になる書類であり再発行はできませんので大切に保管してください。

4）検定に合格していない改造圧力容器の使用禁止

法律規制事項 4）に「改造禁止」としておりましたが、圧力容器の改造事態を禁止しているのではなく、構造変更等の改造をした場合は、再度個別検定を受け直す必要がある、という表現に訂正いたしました。改造をした圧力容器は個別検定合格後に使用することができます。